特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	福祉医療助成に関する事務 基礎項目評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

多賀町は、福祉医療助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることにより、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

多賀町長

公表日

令和7年10月1日

[令和7年5月 様式2]

I 関連情報

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	福祉医療助成に関する事務
②事務の概要	社会的、経済的に弱い立場にある子ども、障害者および老人等の医療費を助成し、これらの人々の保健の向上と福祉の増進を図る。
③システムの名称	福祉医療システム 宛名システム 番号連携サーバー 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
・福祉医療情報ファイル・個人番号管理ファイル・宛名テーブル・宛名履歴テーブル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、第2項および別表第一の第12・14・44の項、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、母子及び父子並びに寡婦福祉法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシ	レステムによる情報連携 ・ステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号および第14条 ・地方自治体が情報照会:別表第二(20, 22, 23, 24, 25, 64)の項 ・地方自治体が情報提供:別表第二(50, 15, 27, 28, 31, 54, 55, 56の2, 57, 79, 106, 116)の項
5. 評価実施機関における	担当部署
①部署	税務住民課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ
連絡先	多賀町総務課 滋賀県犬上郡多賀町多賀324番地 0749-48-8111
9. 規則第9条第2項の適	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点			
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満	
	いつ時点の計数か		17年4月1日 時点			
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書] ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	重点項目評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 で又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記	載
2. 特定個人情報の入手(*	青報提供ネットワークシステ	- ムを通じた入	手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じ	た提供を除く。) [〇]提供・移転した	th
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供	ŧ)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
			<選択肢>	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 枳	7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 人	手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない				
	灼ミスが発生するリスク †策は十分か 	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	・住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守 ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行う際には4情報 む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個 いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うように 的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	段又は住所を含 人情報の取扱			
9. 藍	査					
実施の	の有無	[O]自己点検 [O]内部監査 []外部監査				
10. 1	従業者に対する教育・	客発				
従業者に対する教育・啓発		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない				
11. 1	最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を	実施する			
最も個る対策	[6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 る対策					
当該対策は十分か【再掲】		<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
	判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス制限の所持者には、事務取扱担当者の研修において、離席時のログアウト徹底を呼びかけており、監査も実施している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。				

変更箇所

変更固	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	大矢直幸	上田綾子	事後	忘却
平成30年4月1日	5 証価実施機関にむける担	上田綾子	奥川明子	事後	軽微な変更のため
平成31年4月1日	5 証価実施機関における担	奥川明子	岡田伊久人	事後	軽微な変更のため
令和4年4月19日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号および第14条 (以下省略)	番号法第19条第8号および第14条 (以下省略)	事後	法改正に伴う修正
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署	岡田伊久人	小菅俊二	事後	軽微な変更のため
令和7年10月1日	Ⅳ8. 人手を介在させる作業		・仕基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うにとを厳守しており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、住基ネット照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。・特定個人情報の記載がある申請書等(USBメモリを含む。)の保管・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	_	6)情報ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策/十分である/ 判断の根拠 情報提供ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最 小限となるよう、アクセス制限を設定している。 また、アクセス制限の所持者には、事務取扱担 当者の研修において離席時のログアウト徹底を 呼びかけており、監査も実施している。これらの 対策を講じていることから、目的外の入手が行 われるリスクへの対策は「十分である」と考えら れる。	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年10月1日	Ⅱ1.対象人数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるも の
令和7年10月1日	Ⅱ2. 取扱者数 いつ時点の 計数か	令和6年4月1日	令和7年4月1日	事後	再実施に伴う見直しによるもの